

新型コロナワクチン接種における勤務等の取扱いについて

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」「お客さまが安心して当行を利用できる環境整備」「当行で働く職員の健康管理」の3つの観点から、新型コロナワクチン接種における職員の勤務等の取扱いについて、下記の通り対応することといたしましたので、お知らせいたします。

当行では、新型コロナウイルス感染症対策の徹底による、安定的な金融仲介機能の発揮を通じて、今後とも地域経済の発展に取り組んでまいります。

記

1. 職員の勤務等の取扱い

(1) 対象者

すべての職員（行員、パートタイマー等当行と直接雇用関係にある者）

(2) 対象期間

2021年6月4日（金） ～ 2022年2月28日（月）

(3) 勤務等の取扱い

A. 職員が就業時間中にワクチンを接種する場合、その時間を勤務扱いとします。

B. 職員の希望により、1回のワクチン接種につき1日（接種する日、または接種した日の翌日）の特別休暇（※）を取得することができます。

※特別休暇：通常の年次有給休暇とは別枠の有給休暇

2. 関連するSDGs



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明しました。

以上

